

ご存知ですか？！

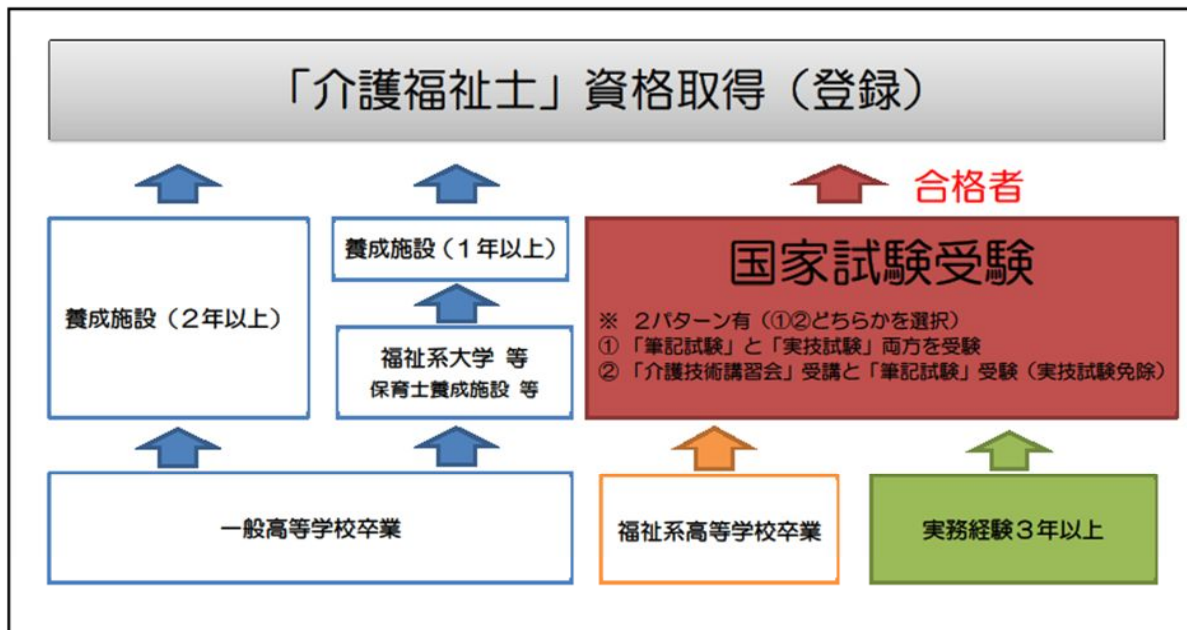
平成 23 年 4 月 1 日現在
作成者：山形県福祉人材センター

介護福祉士の国家試験は平成 27 年度（平成 28 年 1 月実施）より受験要件が変わります。国家試験（筆記試験のみ、実技試験無し）の受験が全員に義務づけられます。

3 年以上の実務経験のみでは受験できなくなり、「実務者養成研修」の受講が義務付けられます。

当初は平成 24 年度より改正・実施となっていました、3 年延長になり、27 年度より実施となる予定です。

☆ 制度改正前（現行）



☆ 制度改正後（平成 27 年度より実施予定）

